知財活用コーディネーター　募集要領

公益財団法人かがわ産業支援財団

　公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）では、知的財産の活用を促進し、県内中小企業等の競争力強化等を支援することを目的として行う知的財産活性化事業の実施に当たり、知財活用コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を募集します。

1. 募集内容

(1) 業務内容

○　知的財産の活用や管理等に関する指導･相談･普及啓発活動

○　県内企業が、大企業等の保有する未利用特許等を活用するための支援

○　県内企業が保有する優れた技術・ノウハウの調査・発掘

○　大企業等が有する開放特許等の知的財産と県内企業が有する技術との知財マッチング

の支援及び知財マッチング後の事業化に向けた支援

(2) 募集人数

１名

1. 応募資格・条件等

次の内容に全て該当することとします。

1. 次のいずれかを満たすこと
2. 会社等で技術開発、新規事業開発又は知的財産管理等の実務経験を有し、中小企業者が行う技術開発等を支援する能力を有する者
3. 中小企業者が行う技術開発、新規事業開発又は知的財産管理等を支援した実務経験を有する者
4. 中小企業者を支援する熱意、スキル、行動力、バイタリティがあり、中小企業者か　　らの相談に誠実に対応するとともに、中小企業者を精力的に訪問できること
5. パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）及びインターネット（電子メール、ネット検索等）を活用した資料作成及び報告業務ができること
6. 普通自動車運転免許及び自家用車を有し、県内及び近県の中小企業者等の訪問を行えること
7. 心身ともに健康なこと
8. 委嘱条件
9. 業務場所

公益財団法人かがわ産業支援財団

（高松市林町2217-15　香川産業頭脳化センタービル１階）

1. 業務期間（委嘱期間）

令和７年４月１日から令和８年３月31日（業務実績等により更新することがあります。）

(3)業務日数

週２日程度で財団の指定する日数。

(4) 業務時間

８時30分から17時15分（うち休憩時間60分）

(5) 謝金等

・日額　20,460円（消費税及び地方消費税を含む。）

・業務時間が半日（４時間以上）の場合は、日額の半額を支給します。

・通勤手当等の手当はありません。

・社会保険の付保・年次有給休暇・福利厚生等はありません。

・業務に伴う旅費は、財団の定める規程により支給します。

1. 選 考

(1) 選考方法

個別面接を行い、採否を決定します。面接の日時及び会場等の詳細は、別途連絡します。

応募者多数の場合は書類選考を行い、その合格者のみに面接審査を行う場合があり

ます。

(2) 選考基準

コーディネーターの実務に必要な専門知識・職務経験・能力等を有し、コーディネーターとして適任かどうかについて総合的に判断します。

1. 応募方法

　(1) 公募期間等のスケジュール

　　・公募開始　　　　令和７年３月19日（水）

　　・公募締切　　　　令和７年３月25日（火）17時必着

　　・面　　接　　　　令和７年３月28日（金）（予定）

　　　　※面接の日時及び会場等の詳細については該当者のみに通知します。

　　・審査結果の連絡　令和７年３月31日（月）（予定）

(2) 応募手続

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに末尾に記載の応募先まで郵送（簡易書留）又は持参してください。また、宛先面に「知財活用コーディネーター応募書類在中」と朱書きしてください。提出書類は日本語で作成のうえ、Ａ４版片面印刷で作成してください。応募については、秘密を厳守します。なお、提出された書類に不備がある場合は受理いたしません。

（提出書類と提出部数）

1. 応募申込書（写真を貼付、署名（自筆）すること。）…１部
2. 職務経歴書（Ａ４・１枚以内、様式自由）…１部

※　経験した業務内容及び専門分野・得意分野等を具体的に記載

1. 自己ＰＲ文（Ａ４・１枚以内、様式自由）…１部

※　志望理由及び中小企業支援に関する所見を記載

　　④　暴力団排除に関する誓約書…１部

⑤　返信用封筒（定形、返信先明記、返信用切手（84円）を貼付してください。）

…１通

※様式は財団ホームページ（<https://www.kagawa-isf.jp/>）からダウンロードしてく

　ださい。

※記載内容に不明な点がある場合は、財団から電話等により問い合わせを行うことがあります。

※応募及び選考に係る費用は、自己負担となります。

※提出された書類は返却しません。

(3) 審査結果の通知

　　審査結果については書面で通知します。審査結果の理由等については回答いたしかねますので、ご了承ください。

６　注意事項

　(1) 本事業による支援によって得られた成果は、原則として支援を受けた中小企業者に帰属します。

　(2) コーディネーターは、本事業により知り得た中小企業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。委嘱期間終了後も同様とします。

　(3) 委嘱後は、原則、自らの事業として現に有料で業務を行っている事業者について、本事業として自ら対応することは認めません。また、本事業として自ら対応した事業者について、委嘱期間中に自らの事業として有料で業務を行うことも認めません。その他、財団の定める遵守事項に従っていただきます。

　(4) コーディネーターが次の項目のいずれかに該当するときには、委嘱を取り消すことができるものとし、取り消した場合には、氏名、取消理由等を公表する場合があります（次の「心身に著しい障害があること」で取り消した場合を除く。）

　　　・本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合

　　　・申請内容に虚偽があることが判明した場合

　　　・財団に虚偽の報告をしたことが判明した場合

　　　・法令等に違反する行為を行った場合

　　　・社会的信用を失墜する行為があった場合

　　　・財団の指示に従わない場合

　　　・心身に著しい障害があることが判明し、コーディネーターとしての業務に耐えられないと認められる場合

　　　・その他、本事業のコーディネーターとして不適格と認める場合

７　応募書類提出先及びお問い合わせ先

（公財）かがわ産業支援財団 知的財産支援部 　　担当：黒田

〒761-0301　高松市林町2217－15　香川産業頭脳化センタービル１階

TEL 087-869-9004　FAX 087-867-9365